

東日本大震災に係る被災市町村に対する職員の派遣決定状況
 [全国市長会・全国町村会・総務省・被災県の協力による派遣スキーム]
 (平成29年10月1日現在)

都道府県	市町村等	派遣決定人数 合計	平成23年度		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
			短期的派遣等	中長期的派遣						
岩手県	宮古市外9市町村	63	63							
	陸前高田市	90	32		8	11	13	10	9	7
	久慈市	2	2							
	釜石市	184	5	2	15	30	28	33	37	34
	一関市	3	1		2					
	宮古市	72	4		15	13	12	13	8	7
	大船渡市	178		13	8	36	35	34	30	22
	大槌町	156	9		23	30	34	24	18	18
	岩泉町	2	2							
	山田町	43	5		4	8	7	7	7	5
	田野畑村	13	2		6	4	1			
	野田村	8		1	3	2	2			
	岩手県庁	1	1							
		計	815	126	16	84	134	132	121	109
宮城県	仙台市	306	250	17	19	20				
	石巻市	520	125	28	50	61	72	63	64	57
	塩竈市	88	26	5	14	14	10	8	6	5
	気仙沼市	419	109		42	53	60	53	50	52
	名取市	141	58		10	17	16	16	14	10
	多賀城市	133	82		16	8	9	9	5	4
	岩沼市	88	2		10	20	17	15	12	12
	東松島市	195	4	8	24	28	35	32	32	32
	大崎市	3	3							
	亘理町	81	2		9	12	18	15	15	10
	山元町	216	37	3	33	33	34	28	27	21
	利府町	3	1		2					
	女川町	40	6	4	2	5	6	7	7	3
	七ヶ浜町	111	14		12	19	18	18	17	13
	松島町	20	2	2	2	5	2	3	3	1
	南三陸町	184	28	1	22	35	30	25	27	16
		計	2,548	749	68	267	330	327	292	279
福島県	郡山市	53	43		8	2				
	白河市	5	3	2						
	須賀川市	32	20	5	3	3	1			
	相馬市	69	15		14	9	13	5	7	6
	本宮市	4	4							
	いわき市	198	62	33	28	19	20	18	13	5
	南相馬市	117	9	6	18	19	17	15	13	20
	福島市	46		14	9	8	5	5	5	
	伊達市	4			2	2				
	二本松市	3				1	1	1	1	
	国見町	9	3	4	2					
	川俣町	12			2	1	2	2	2	3
	鏡石町	5	3		1	1				
	泉崎村	2	2							
	三春町	10	2	1		1	2	2	2	
	新地町	21	2		2	5	5	2	2	3
	広野町	35	2		5	4	2	5	7	10
	檜葉町	10	4		1	1	2	1		1
	富岡町	20	7			2	2	3	4	2
	大熊町	12	8		1	1			1	1
	双葉町	19	8		5	2	1	1	1	1
浪江町	37	18		2	3	4	3	2	5	
葛尾村	1								1	
矢吹町	15	6	7	1	1					
飯館村	8			1	1	2	1	2	1	
	計	747	221	72	105	86	79	64	61	59
茨城県	高萩市	12	12							
	ひたちなか市	5	5							
	潮来市	5	5							
	那珂市	5	5							
	神栖市	6	6							
	東海村	5	2	3						
	計	38	35	3						
千葉県	旭市	5	5							
	浦安市	12	12							
	香取市	8		7	1					
	計	25	17	7	1					
合計		4,173	1,148	166	457	550	538	477	449	388

※「平成29年度職員派遣」の派遣決定人数は、平成29年10月1日現在のものである。

- 【備考】
1. 各県市町村担当課から総務省に、決定状況の報告があったものをまとめたものである。
 2. 災害時相互応援協定や姉妹都市提携等により、別途派遣されているもの(独自の調整による派遣等)は含んでいない。
 3. 派遣決定人数は、市区町村職員及び第三セクター等職員の合計である。
 4. 上記の派遣決定人数のほか、要望期間の一部の期間についてのみ派遣決定したものがあある。
 5. 「短期的派遣」とは、おおむね1か月未満の派遣をいう。
 6. 平成24年度以降の派遣決定人数は、中長期的な職員派遣によるものである。
 7. 「宮古市外9市町村」とは、宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、野田村の計10市町村をいう。□